

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について

平成 13 年 3 月 30 日

内閣総理大臣

申合せ

会計検査院長

会計検査院の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるため、国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）第 15 条第 1 項に基づき、次のとおり定めることとし、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

1 会計検査院がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史資料として重要な公文書等」の中核となるものは、次に掲げる事項が記録されたものとする。

(1) 会計検査院の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、会計検査院の所掌に係る重要事項に関する意思決定

(2) (1)の決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程

2 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置」とは、会計検査院から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館）に対し、会計検査院の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を移管することとする。